

## 危惧される南海地震対策に

# 木造住宅耐震診断を受診しませんか

【申込受付期間】2030年ごろまでに発生する確率が50%程度と予想されている南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施しています。

が対象となります。  
①昭和56年5月31日以前に着工した住宅

②在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（木質プレハブ工法や2×4工法は除く）

①診断を希望する住宅の所有者（共同住宅や長屋などの場合には、居住者全員の同意が必要）  
②平成19年度分までの固定資産税を完納していること。

④現在、居住している住宅

【募集戸数】100戸程度（申込先着順）を予定しています。  
【自己負担金】一戸建ての場合は、3,000円。共同住宅などのようない戸建て以上の場合は、6,000円が必要です。

【申込方法】小松島市役所・住宅課までお越しください。その住宅が耐震診断の対象となるかどうかを確認いたしますので、「建築時期

のわかるもの」として、建物の登記簿謄本または建築確認通知書がある方は、お持ちください。印鑑も必要です。

お問い合わせは、市住宅課（市役所2階☎32・2120）まで。

## 耐震診断がおわつたら 耐震改修工事に補助金を交付

市内にある旧基準木造住宅の耐震改修工事をする方に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助します。

【申込受付期間】11月28日（金）まで（土日祝日は除く）受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

施工にかかった経費に相当する金額の2／3以下で、一棟につき60万円を限度とします。なお、申込先着順を受け、総合判定が0・7未満と判定された住宅の耐震改修工事（建て替えは、該当しません）

となりますが、必要書類が整った時点で申請受付となります。

【補助金の額】耐震改修工事の施工にかかる費用に相当する金額の2／3以下で、一棟につき60万円を限度とします。なお、申込先着順を受け、総合判定が0・7未満と判定された住宅の耐震改修工事（建て替えは、該当しません）

小松島市では、安心で安全なまちづくりのために、耐震改修に伴って行われるリフォーム（木造住宅耐震改修リフォーム事業）についても補助しています。これにより、さらに耐震改修が利用しやすくなります。

なお地震に備える事業として、次のような事業があります。

## 耐震改修工事を行つた方には 税制支援制度における住宅耐震改修証明書を交付

小松島市が実施している耐震診断を受け、耐震改修工事を行つた方は諸要件を満たす場合、住宅耐震改修証明書の交付を受けることができます。この証明書を確定申告の際に添付することにより、耐震改修工事に要した費用の10パーセント相当額（20万円を上限）が所得税から控除されます。

【交付対象】小松島市が実施する耐震診断（右記の記事参考）を受け、総合評点が1・0以上となる改修工事が行われた住宅。なお、必要条件、書類等詳しいことについては、市住宅課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】市住宅課（市役所2階☎32・2120）まで。

お問い合わせは、市住宅課（市役所2階☎32・2122）まで。